



その他	産業経済費	水路復旧事業	水路延長三〇米	一七	九七	七五
	道路	道路延長一二米	〃 七三米	三〇	三三	九三
〇部落電話架設事業	道路	道路延長三三米	〃	二六	二四	三三
	道路新設事業	水路延長二四〇米幅員四米	〃	五五	二六	二六
一六基				二六	二六	二六
				二六	二六	二六

(注)「事業名」欄の○印は建設計画に計上された事業を示す。

五 五 五 五 五

新市町村は、人口、面積とも拡大されて行財政能力は飛躍的に増大している。基礎的な地方公共団体としての態勢は一応ととのえられたのであるが、この土台の上に立派な建物をたてなければ合併の真の意義は生れてこない。以上概観したように、新市町村の建設は営々と続けられているのであるが、この建設こそが長い努力の道を要するものであつて、その努力が実るか実らないかは一に新市町村の不断の努力にかかつてい

るといつてもよからう。その努力の上に、国なり県なりの協力援助が注がれ新しい「村作り」は飛躍的に進むのである。

第二 町村合併の概況

一、昭和三十一年度における町村合併の状況  
昭和二十七年頃から始つた本県の町村合併は、昭和三十一年度を迎えるにいたつて早や五箇年度目に入つたのであるが、当初は全国有数の先進県といわれながら、昭和三十年後半頃からしだいに停頓状

態に陥つて行つた。それは、町村合併を是とする町村は、昭和三十年四月の長、議会議員の改選期を控えていたためにその時期までに合併を行うとともに、一部町村では「町村合併促進法」の特例を適用して長及び議会議員の任期の延長を行つて合併協議を続行しつゝ段階合併を行う等、未合併町村のまま推移するよりも一刻も早く合併町村としての恩恵をうけたいという要求もあつて、合併すべきものはほとんどが完了したといつてもよいような状態であつた。したがつて、残された町村は、その住民が合併を非とするか、又は関係町村間に相当な感情のわだかまりがあつてそのしこりがとけないか、なんらかの複雑な内部事情を包蔵するものばかりであつて、これを打破して合併を促進するためには多くの努力を必要としたのである。たまたま、年度当初には参議院議員の補欠選挙、七月には同通常選挙が執行されたため、事務的には一時合併指導に空白を生じた。「町村合併促進法」は三年の時限法であるため、昭

和三十一年九月三十日には失効することとなるので、県では関係町村をきゆう合し最後の協議を試みたが、時機尚早であつたのかいずれも失敗に終り、昭和三十一年度に入つて「町村合併促進法」が失効するまでの間わずかに春日村を米子市に編入したのみであつた。  
「町村合併促進法」にかわり制定された「新市町村建設促進法」では、新法の恩典を浴させるために従来の合併計画を再検討して、新たに合併計画を策定し知事勧告を行うことが規定されている。しかしながら、従来の合併計画を再検討するといつても、本県の未合併町村はそのほとんどが合併町村との間に点在しているので根本的に変更することは無理であつて、その後の状況の変化により合併計画に無理があるものについては変更することとして、第二十四表に示すとおり、第二次知事勧告の最終目標が四市二六町であつたのに対し四市二九町とすることとし、鳥取県新市町村建設促進審議会の審議を経て昭

和三十二年十二月から昭和三十三年三月までの間各ブロック別に四回にわけて関係市町村に対し次のと

おり知事勧告を行った。

告示年月日 告示番号 勧告年月日 関係市町村名

昭三、三、二	鳥取県告示第五九六号	昭三、三、七	(宇倍野村・大成村)、(県村・大高村)
昭三、三、五	第六一五号	昭三、三、〇	(鳥取市・津ノ井村・福部村)(郡家町・上私都村・中私都村)、(八頭村・丹比村)(大栄町・由良町)(中山村・逢坂村)(米子市・日吉津村)
昭三、三、三	第一二二号	昭三、三、九	(気高町・鹿野町)、(根雨町・黒坂町)、(高宮村・多里村・伯南町・福栄村・石見村)
昭三、四、五	第一五三号	昭三、三、〇	(用瀬町・佐治村)、(東郷町・泊村)、(西伯町・会見町)、(米子市・伯仙町)

一方、昭和三十一年十二月六日知事決裁により県に鳥取県町村合併推進本部を設け、総務部長を本部長とし、関係各課長十一名を本部長として積極的に合併促進にのり出すこととした。これを契機として、各地区とも大なり小なり合併への話し合いが進めら

れていったが、ごく一部の地区を除き本年度中にその結果が実を結ぶにいたらなかった。合併指導が積極的になるにつれて、知事勧告に対する反撥も強く、来子市へ編入を勧告された日吉津では村長のリコールにまでも問題が発展し、前年

度来懸案となつた奥日野関保町村の合併は、県議会議員有志のあつせんにもかかわらず伯南町が肯せず、気高、鹿野両町においては、気高町九部落り分村問題が起り隊に昭和三十三年三月六日本県町村合併史上例のないむしろ旗デモにまで発展するに及んだ。

この間において、国府町・伯仙町・郡家町及び中山町の四町が誕生した。その結果、本県の新市町村は四市三三町村となり昭和二十七年第一次知事勧告を行つて以来の合併進ちよく状況は第二十五表のとおり約八九%に達した。(「町村合併促進法」施行後の進ちよく状況は第三十表のとおりである。)末合併町村は、第二十八表に掲げるように一一町村である。

昭和二十七年七月第一次知事勧告を發した當時の本県町村規模の状況は、町村数一六六、一町村平均人口二、九八〇人となつており全国平均規模の五、〇九四人に比較して約半分という弱少規模であり、

町村の標準規模とされている人口八、〇〇〇人以上の町村はわずか二%に当る三箇町村で、しかもこのうち五、〇〇〇人以下の町村数が全体の九五%を占める一五六箇町村という状況であつた。それが、昭和三十三年三月三十一日現在においては町村数四四と七六%の減少をみせ、一町村平均人口は七、五二五人と二、六倍の増加をみせている。人口八、〇〇〇人以上の町村は一七箇町村で全体の四割を占め、人口五、〇〇〇人以下の町村は一三箇町村で全体の約三割となつている。本県の町村合併完了後の一町村当りの平均人口は一〇、五一一人となるが、全国平均のそれは一五、八七一である。当時適正規模として認められた合併も、時世の推移により現在ではなお弱少に過ぎるきらいがないでもない。

二、市町村別		市町村名		人口	世帯数	面積	備	考
鳥取市	鳥取市	108,220人	22,080	3,377	33,377	平方斤		
	津井村	22,080	4,620	9,620	9,620	平方斤	岩美郡より算入	
福部村	福部村	22,080	4,620	9,620	9,620	平方斤		
	津井村	22,080	4,620	9,620	9,620	平方斤		
岩美郡	大野村	22,080	4,620	9,620	9,620	平方斤		
	成野村	22,080	4,620	9,620	9,620	平方斤		
八頭郡	八頭郡	22,080	4,620	9,620	9,620	平方斤		
	八頭郡	22,080	4,620	9,620	9,620	平方斤		
上郡	上郡	22,080	4,620	9,620	9,620	平方斤		
	上郡	22,080	4,620	9,620	9,620	平方斤		
中郡	中郡	22,080	4,620	9,620	9,620	平方斤		
	中郡	22,080	4,620	9,620	9,620	平方斤		
船岡町	船岡町	22,080	4,620	9,620	9,620	平方斤		
	船岡町	22,080	4,620	9,620	9,620	平方斤		

(第二十四表) 鳥取県市町村合併基本計画(新市町村建設促進法による知事勧告)

一、総括表

郡市別	区分		市町村数	人口	世帯数	面積	備	考
	現在	計画						
鳥取市	1	1	1	108,220人	22,080世帯	33,377平方斤		
米子市	1	1	1	22,080人	4,620世帯	9,620平方斤		
倉吉市	1	1	1	22,080人	4,620世帯	9,620平方斤		
境港市	1	1	1	22,080人	4,620世帯	9,620平方斤		
岩美郡	5	5	5	104,160人	22,080世帯	33,377平方斤		
八頭郡	2	2	2	44,160人	9,620世帯	19,240平方斤		
気高郡	3	3	3	66,240人	14,160世帯	22,860平方斤		
東伯郡	1	1	1	22,080人	4,620世帯	9,620平方斤		東伯郡中山村は西伯郡に算入する
西伯郡	2	2	2	44,160人	9,620世帯	19,240平方斤		
日野郡	2	2	2	44,160人	9,620世帯	19,240平方斤		
県計	25	25	25	1,041,600人	220,800世帯	333,377平方斤		
一市町村平均				41,664人	8,832世帯	13,335平方斤		
一町村平均				41,664人	8,832世帯	13,335平方斤		

(注)「現在」は昭和三十一年十月一日による。



年度別	区分		前年度末 市町村数	県の計画によ る減少予定市 町村数	廃止町村数	同一上内訳		合併による 新設市町村 数	減少町村数	合併進ちよ く率
	市	町				編入合併に よるもの	新設合併に よるもの			
昭和二十七年	1	1	16	1	5	0	1	1	0	31.25%
昭和二十八年	1	1	15	1	4	0	1	1	0	26.67%
昭和二十九年	2	1	13	1	3	0	2	1	0	23.08%
昭和三十年	3	1	10	1	2	0	3	1	0	30.00%
昭和三十一年	4	1	7	1	1	0	2	1	0	28.57%
計	11	5	63	5	15	0	9	5	0	23.81%

(注) 人口及び世帯数は昭和三十年国勢調査結果による。面積は従前のままを使用しているので現在公表されている面積と相異している点に注意のこと。以下各表とも同様である。

(第二十五表) 町村合併計画と合併進ちよく状況

多伯高	里南宮	計	根黒	日合	中逢	名和	大山	淀江	岸本	計	会見	西伯
2,551	5,640	2,750	9,000	3,500	10,470	3,300	9,400	6,500	13,600	4,770	2,700	10,470
1,000	1,200	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,551	4,440	2,750	8,000	2,500	9,470	2,300	8,400	5,500	2,600	3,770	1,700	9,470
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,551	4,440	2,750	8,000	2,500	9,470	2,300	8,400	5,500	2,600	3,770	1,700	9,470

東伯郡から算入

(注) 一、各年度の合併進捗率は、新市町村建設促進法による町村合併計画に基く減少予定市町村数一三五で減少町村数を除いたものである。

二、本表は、第一次知事勧告以降の進捗よく状況を示したものである。なお町村合併促進法施行当時から昭和三十三年三月三十一日までの進捗よく状況は、第三十表のとおりである。

三、合併による新設市町村数欄には、編入市町村である鳥取市、米子市及び智頭町を除外しているため、新市町村数は三七となる。

(第二十六表) 人口段階別町村数の比較

現在年月日	人口段階							計
	5,000人未満	5,000人未	10,000人未	10,000人未	15,000人未	20,000人未	25,000人未	
昭三〇、七、一現在	二六	一七	一	一	一	一	一	一六
昭六、三、三〇	二五	一七	一	一	一	一	一	一六
昭元、三、三〇	二五	一七	一	一	一	一	一	一六
昭三〇、三、三〇	二五	一七	一	一	一	一	一	一六
昭三〇、三、三〇	二五	一七	一	一	一	一	一	一六
昭三〇、三、三〇	二五	一七	一	一	一	一	一	一六
昭三〇、三、三〇	二五	一七	一	一	一	一	一	一六
比較増(△)減	△	△	△	△	△	△	△	△

(注) 比較増減は、昭和二十七年七月一日現在を昭和三十三年三月三十一日現在と比較した。

(第二十七表) 面積段階別町村数の比較

現在年月日	面積段階							計
	五平方	五〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	
昭三〇、七、一現在	二五	一七	一	一	一	一	一	一六
昭六、三、三〇	二五	一七	一	一	一	一	一	一六
昭元、三、三〇	二五	一七	一	一	一	一	一	一六
昭三〇、三、三〇	二五	一七	一	一	一	一	一	一六
昭三〇、三、三〇	二五	一七	一	一	一	一	一	一六
昭三〇、三、三〇	二五	一七	一	一	一	一	一	一六
昭三〇、三、三〇	二五	一七	一	一	一	一	一	一六
比較増(△)減	△	△	△	△	△	△	△	△

(注) 比較増減は、昭和二十七年七月一日現在と昭和三十三年三月三十一日現在と比較した。

(第二十八表) 未合併町村一覧表 (昭和三十三年四月一日現在)

合併プロジェクト別	市町村名	昭和三〇年国勢調査人口	世帯数	面積	人口密度	備考
鳥取地区	岩美郡 津ノ井村	二、八四〇	四四	九、八六	二八六	
	鳥取市 福部村	二、八四〇	四四	九、八六	二八六	
計		二、八四〇	四四	九、八六	二八六	

111

00420

奥日野地区	日野郡 高宮村	1,290	1,000	1,150	3	○
	伯南町	1,150	1,000	1,150	3	○
計	多里村	1,150	1,000	1,150	3	○
	福栄村	1,150	1,000	1,150	3	○
石見村	1,150	1,000	1,150	3	○	
計	計	1,150	1,000	1,150	3	○
根雨地区	日野郡 黒坂町	1,150	1,000	1,150	3	○
	根雨町	1,150	1,000	1,150	3	○
南部地区	西伯郡 西伯町	1,150	1,000	1,150	3	○
	会見町	1,150	1,000	1,150	3	○
計	計	1,150	1,000	1,150	3	○
	計	1,150	1,000	1,150	3	○
米子地区	西伯郡 日吉津村	1,150	1,000	1,150	3	○
	伯仙町	1,150	1,000	1,150	3	○
計	計	1,150	1,000	1,150	3	○

(注) ○印は段階合併市町村を示す。

00419

八東地区	八頭郡 八頭村	1,150	1,000	1,150	3	○
	丹比村	1,150	1,000	1,150	3	○
計	計	1,150	1,000	1,150	3	○
	計	1,150	1,000	1,150	3	○
用瀬地区	八頭郡 用瀬町	1,150	1,000	1,150	3	○
	佐治村	1,150	1,000	1,150	3	○
計	計	1,150	1,000	1,150	3	○
	計	1,150	1,000	1,150	3	○
山東地区	気高郡 気高町	1,150	1,000	1,150	3	○
	鹿野町	1,150	1,000	1,150	3	○
計	計	1,150	1,000	1,150	3	○
	計	1,150	1,000	1,150	3	○
東郷地区	東伯郡 泊村	1,150	1,000	1,150	3	○
	東郷町	1,150	1,000	1,150	3	○
計	計	1,150	1,000	1,150	3	○
	計	1,150	1,000	1,150	3	○
橋東地区	東伯郡 大栄町	1,150	1,000	1,150	3	○
	由良町	1,150	1,000	1,150	3	○
計	計	1,150	1,000	1,150	3	○
米子市	計	1,150	1,000	1,150	3	○



(第二十九表) 新市町村一覽表

新市町村名	係町村名	合併形式	合併施行年月日	合併後の人口、面積及び人口密度		役所又は役場の所在地	官報告示年月日
				人口	面積(平方杆)		
鳥取市	倉田村、面影村、神戸村、大和村、美穂村、大正村、東郷村、明治村、豊実村、千代水村、湖山村、松保村、吉岡村、大郷村、末恒村	編入	昭三、七、一〇	二〇、八〇〇	三三・九七	鳥取市西町二〇	第一三三二号 昭三、七、一〇
米子市	尚徳村、五千石村、彦名村、崎津村、大篠津村、和田村、富益村、夜見村、成実村、巖村、春日村	編入	昭三、七、一〇	二〇、七五七	三九・九六	米子市中町二〇	第一八二二号 昭三、七、一〇
倉吉市	西郷村、上井町、倉吉町、上小鴨村、北谷村、高城村、社村、上北条村、灘手村の一部、灘手村	編入	昭三、七、一〇	五、四四六	一四・九	倉吉市葵町七二	第一八三二号 昭三、七、一〇
境港市	渡村、外江町、境町、上道村、余子村、中浜村	合体	昭三、八、一〇	三、三三六	一九・四六	境港市上道一、七〇三	第一七〇五号 昭三、八、一〇 市制施行

岩美町	東村、浦富町、田後村、網代村、大岩村、本庄村、小田村、岩井町、蒲生村	合体	昭三、七、一〇	九、四〇五	四三・五	岩美郡岩美町大字浦富七五の二	第一二七、一〇、一五 昭三、七、一〇
国府町	大茅村、成器村(大成村)、大成村、宇倍野村	合体	昭三、七、一〇	九、四〇五	四三・五	岩美郡国府町大字町屋三〇九	第一二七、一〇、一五 昭三、七、一〇
郡家町	郡家町、大御門村、国中村、下私都村(郡家町)、郡家町、上私都村、中私都村	合体	昭三、七、一〇	二、三九四	八四・四	八頭郡郡家町大字郡家四九三	第一一〇、一〇、一五 昭三、七、一〇
船岡町	船岡町、大伊村、隼村	合体	昭三、七、一〇	六、五二	五・八〇	八頭郡船岡町大字船岡五三九	第一二七、一〇、一五 昭三、七、一〇
河原町	国英村、河原町、八上村、散岐村、西郷村	合体	昭三、七、一〇	二、六四四	八三・四四	八頭郡河原町大字河原三〇四	第一〇〇、一〇、一五 昭三、七、一〇
八頭村	八東村、安部村	合体	昭三、七、一〇	四、六六	三三・九三	八頭郡八頭町大字安井宿八九五	第一三三、一〇、一五 昭三、七、一〇
若桜町	若桜町、池田村	合体	昭三、七、一〇	九、三三三	三〇・六〇	八頭郡若桜町大字若桜八〇の五	第一二二、一〇、一五 昭三、七、一〇
用瀬町	大村、用瀬町、社村	合体	昭三、七、一〇	六、四三三	八〇・五	八頭郡用瀬町大字用瀬五三	第一九三、一〇、一五 昭三、七、一〇
智頭町	山郷村	編入	昭三、七、一〇	二、四六四	三三・四七	八頭郡智頭町大字智頭六四の二	第一二二、一〇、一五 昭三、七、一〇
気高町	宝木村、酒津村、瑞穂村、逢坂村、浜村町	合体	昭三、七、一〇	二、二二三	四四・三三	気高郡気高町大字勝見四四の二	第一〇〇、一〇、一五 昭三、七、一〇

江府町	根雨町	伯南町	高宮村	名和町	大山町	淀江町	伯仙町	岸本町	会見町	西伯町
江尾村、米沢村、神奈川村	根雨町、日野村	山上村、日野上村	大宮村、阿毘縁村	庄内村、名和村、御来屋町、光徳村	所子村、高麗村の一部(大山町)、大山町、大山村	大和村、宇田川村、淀江町、高麗村の一部	県村、大高村	大幡村、幡郷村、八郷村	賀野村、手間村	天津村、大園村、法勝寺村、東長田村、上長田村
合体	合体	合体	合体	合体	合体	合体	合体	合体	編入	合体
三、六、一	三、〇、一	三、六、三〇	三、六、三〇	三、四、一	三、〇、二、三	三、〇、九、一	三、一、一	三、三、三	三、〇、三、三	三、〇、三、〇
七、三五五	五、九七	五、六四	二、七四	一〇、一七	九、四四	九、四三	五、五六	六、五四	四、七九	八、〇〇
二、三、九	九、〇一	九、八七	八、二八	四、五	八、四九	三、七九	六、六三	九、七七	三、〇八	八、九〇
九五	六	六	三	三三	一一	三六五	三〇	一五	一五	一〇
日野郡江府町大字江尾三〇六	日野郡根雨町大字根雨三八	日野郡伯南町大字矢戸二〇二の三	日野郡高宮村大字印賀二〇の一	西伯郡名和町大字御来屋九九	西伯郡大山町大字国信三〇の八	西伯郡淀江町大字淀江七〇	西伯郡伯仙町尾高一三三	西伯郡岸本町大字岸本五八	西伯郡会見町大字天万二五四	西伯郡西伯町大字法勝寺三三
第一二二二号	第一一八四号	第一一七三号	第一一六六号	第一四七号	第一〇、二、二	第一〇、八、三	第一九三、一、元	第一〇、三、三	第一〇、四、元	第一〇、六、四、元

中山町	赤碕町	東伯町	大栄町	北条町	関金町	三朝町	東郷町	羽合町	青谷町	鹿野町
上中山村、下中山村(中山村)、中山村、逢坂村	赤碕町、成美村、以西村、安田村	八橋町、浦安町、下郷村、上郷村、古布庄村	大誠村、栄村	下北条村、中北条村	矢送村、南谷村、山守村	三朝町、三徳村、小鹿村、竹田村、旭村	舎人村、東郷松崎町、花見村	長瀬村、橋津村、宇野村、浅津村	日置村、青谷町、日置谷村、中郷村、勝部村	鹿野町、勝谷村、小鷲河村
合体	合体	合体	合体	合体	合体	合体	合体	合体	編入	合体
三、三、三	三、一、一	三、二、一	三、五、一	三、六、一	三、四、一	三、二、一	三、四、一	三、四、一	三、三、三	三、〇、七、一
七、九七	二、五五	三、三〇〇	五、七九	七、三六	六、六〇	二、三三	八、八三	七、九三	二、三三	六、〇五
六、〇三	五、六八	八、八六	二、〇八	二、〇八	九、七七	三、三三	四、四	三、四三	六、九三	五、八五
一元	二〇〇	一八三	三三	四六	六	四	一九〇	六〇〇	一八三	二五
西伯郡中山町大字下甲二〇	東伯郡赤碕町大字赤碕一四三の三	東伯郡東伯町大字徳万五二の三	東伯郡大栄町大字瀬戸五の四	東伯郡北条町大字弓原五の四	東伯郡関金町大字関金宿二五	東伯郡三朝町大字三朝字塚田七三	東伯郡東郷町大字松崎二一の二	東伯郡羽合町大字久留六の四	青谷郡青谷町大字青谷四〇七	気高郡鹿野町大字鹿野七三
第一九一、三、三	第一二七、五、六	第一二八、一、三	第一〇、四、元	第一五、三、元	第一八、三、三	第一八、七、三	第一四、九、三	第一五、〇、三	第一三、三、三	第一三、九、一



合 鹿宮大熊長佐  
 児  
 計 島崎分本崎賀

六、七  
 三三三三三三三三

六、三  
 三三三三三三三三

九、八  
 三三三三三三三三

六、九  
 三三三三三三三三

六、三  
 三三三三三三三三

九、三  
 三三三三三三三三

(注) 都道府県の合併計画に基づく減少予定町村数は、従来六、九〇九町村であったが、新市町村建設促進法に基づく  
 村合併計画の策定により、最終的に六、九三七町村となったものである。

(第三十一表)

年度別合併基本計画に対する町村合併の進捗状況調

(昭和三十一年四月一日現在)

都道府県	昭和28年度(昭29.4.1現在)			昭和29年度(昭30.4.1現在)			昭和30年度(昭31.4.1現在)			昭和31年度(昭31.9.30現在)			昭和31.10.1以降			
	合併計画により減少した町村数(A)	合併により減少した町村数(B)	比率(B/A)	合併計画により減少した町村数(C)	合併により減少した町村数(D)	比率(D/C)	合併計画により減少した町村数(E)	合併により減少した町村数(F)	比率(F/E)	合併計画により減少した町村数(G)	合併により減少した町村数(H)	比率(H/G)	合併計画により減少した町村数(I)	合併により減少した町村数(J)	比率(J/I)	
北海道	道	17		71	35	49	11	2	18	11	12	109	17	4	24	
	青森	13		58	85	147	9	7	78	9	2	22	13	1	8	
	岩手	22	22	100	97	111	115	14	10	71	14	15	107	12	1	8
東北	宮城	16	15	94	72	74	103	10	18	180	10	2	20	11	1	9
	秋田	24	18	75	102	105	103	15	9	60	15	22	147	11	1	9
	山形	22	3	14	99	156	158	15	7	47	15	4	27	7	5	71
関東	福島	44	58	132	163	179	110	25	14	56	25	13	52	14	2	14
	茨城	38	31	82	167	211	126	25	22	88	25	13	52	9		
	栃木	15	18	120	62	78	126	9	10	111	9	9	100	9	3	33
中部	群馬	18	35	194	77	64	83	11	5	46	11	7	64	23	6	26
	埼玉	33	7	22	144	187	130	22	14	157	22	16	68	24	5	21
	千葉	29	48	165	124	115	93	19	19	100	19	4	21	9	3	33
近畿	東京	5	4	80	27	33	122	4	3	75	4		8			
	神奈川	10	2	20	47	50	106	7	14	200	7	15	214	1		
	新潟	38	32	84	166	180	108	25	15	60	25	26	104	43	6	14
中国	富山	17	77	45	76	31	41	11			11		17			
	石川	19	31	163	80	78	98	13	20	154	13	16	123	14	2	14
	福山	15	16	107	69	79	114	10	4	40	10	5	50	10	3	30
四国	山梨	21	13	62	91	91	100	13	5	38	13	19	146	23		
	長野	36	35	97	160	113	71	24	4	17	24	49	204	64	5	8
	岐阜	28	48	171	126	104	83	19	8	42	19	19	100	15		
九州	静岡	22	30	136	97	86	89	15	22	147	15	27	180	35	8	23
	愛知	18	15	83	74	65	83	11	22	200	11	12	109	10	1	10
	三重	29	6	21	128	151	118	19	13	68	19	21	110	22	3	14
北海道	滋賀	16	7	44	71	80	113	11	9	28	11	10	91	8	1	13
	京都	15			65	77	117	10	11	110	10	10	100	10	1	10
	大阪	13	13	100	53	22	42	7	19	272	7	37	529	22	6	27
中国	兵庫	33	9	27	140	122	57	22	50	227	22	26	118	15	3	20
	奈良	14	15	107	58	15	26	9	15	167	9	25	278	30	3	10
	和歌山	19	7	37	87	53	61	13	33	254	13	37	384	22		
四国	鳥取	13	28	215	63	37	58	10	18	180	10	1	10	20	5	25
	岡山	21	47	224	93	45	48	14	29	254	14	10	72	13	6	46
	広島	28	46	164	124	112	90	18	12	67	18	5	28	23		
九州	山口	35	54	154	147	96	65	22	20	91	22	42	191	11	5	45
	徳島	16	17	106	71	76	107	11	12	109	11	8	73	9	1	9
	香川	12	7	58	51	42	82	8	4	50	8	11	62	19	3	16
中国	愛媛	15	15	100	67	54	81	10	10	100	10	31	310	8	1	13
	高松	22	22	100	94	107	114	14	10	72	14	11	78	20	1	5
	福岡	15	30	200	68	50	74	11	2	18	11	22	200	26	1	4
九州	佐賀	23	34	148	100	93	93	15	15	100	15	7	47	15	2	13
	長門	11	33	300	50	28	56	7	6	86	7	10	143	7		
	熊本	12	83	83	54	45	83	8	2	25	8	15	188	21	3	14
九州	大分	33	59	179	145	98	68	22	14	64	22	36	164	27	6	22
	宮崎	20	55	275	87	73	84	13	4	31	13		2			
	鹿児島	5			13	14	108	3	2	67	3	5	167	8	2	25
合計	943 (15%)	1,683	115 (%)	4,096 (65%)	3,825	93 (%)	617 (10%)	548	89 (%)	617 (10%)	696	113 (%)	785	111	14 (%)	

(注) (一) 昭和二十八年度から昭和三十一年度(昭三十一年九月三十日現在)までの各年度別の減少予定町村数は、国の合併全体計画に基く年度別減少目標を示すものである。

(二) 昭和三十一年十月一日以降の減少予定町村数は、新市町村建設促進法に基く町村合併計画の策定によつて算定されたものである。

昭和32年

(第三十二表) 新市町村建設促進法による合併勧告状況調

(昭和三十二年四月一日現在)

都道府県	合併勧告をしたもの			合併勧告による減少する町村数	左のうち合併済のもの		
	件数	未町	合併村数		件数	減町	合併村数
北海道	道	12		15	17		2
	青森	12		17	13		1
	岩手	9		15	12		1
	宮城	8		14	11		1
山形	秋田	10		9	11		1
	山形	7		7	7		5
	福岛	12		14	14		2
	茨城	10		6	9		2
群馬	栃木	10		10	9		3
	群馬	21		29	23		4
	埼玉	22		24	14		5
	東京	8		8	9		2
奈良	神奈川	4		9	8		1
	新潟	1		1	1		1
	新潟	38		44	43		3
	富山	18		17	17		2
石川	福山	6		12	14		2
	山梨	8		12	10		2
	山梨	14		21	23		2
	長野	37		81	64		5
岐阜	岐阜	14		14	15		6
	静岡	23		41	35		1
	愛知	7		9	10		1
	滋賀	18		22	22		1
京都	滋賀	6		6	8		2
	大阪	7		10	10		3
	兵庫	12		19	22		3
	奈良	11		20	15		3
和歌山	奈良	16		34	30		3
	和歌山	14		20	22		3
	鳥取	15		17	20		4
	島根	10		19	13		5
岡山	岡山	19		26	23		5
	広島	12		13	11		1
	山口	9		29	9		1
	徳島	10		22	19		2
香川	愛媛	7		9	8		1
	高松	14		23	20		1
	高松	11		29	26		1
	福岡	9		20	15		2
佐賀	佐賀	7		11	7		3
	熊本	17		23	21		4
	鹿儿岛	20		33	27		3
	鹿児島	2		3	2		4
沖縄	鹿児島	7		10	8		2
	鹿儿岛	25		41	28		3
	鹿児島	7		11	7		3
	鹿儿岛	17		23	21		4
計	鹿儿岛	20		33	27		3
	鹿児島	2		3	2		4
	鹿児島	7		10	8		2
	鹿児島	25		41	28		3
合	計	589		888	785		95
							87

夏有字日

(第三十三表) 合併計画完了時における町村数、平均人口及び平均面積の調  
(昭和三十二年四月自治庁調)

都道府県	町村合併促進法施行時の町村の状況			都道府県の合併計画による町村合併の完了後の状況			
	町村数	一町村当りの平均人口	一町村当りの平均面積	町村数	一町村当りの平均人口	一町村当りの平均面積	
北海道	道	262	10,335	280.15	180	14,000	394.80
	青森	160	6,272	59.08	57	13,998	143.60
	岩手	216	5,272	67.50	45	18,758	280.30
	宮城	183	6,293	37.73	54	19,754	120.90
山形	秋田	220	4,857	50.30	50	16,449	189.00
	形島	217	4,970	42.73	45	23,831	212.80
	城	374	4,709	36.06	104	13,732	122.20
	木馬	362	5,007	15.80	87	16,588	57.60
福島	栃	165	7,386	38.70	28	23,862	130.00
	群	191	6,342	32.45	53	20,642	114.60
	玉	315	5,047	11.22	73	19,446	44.60
	京	274	5,450	16.40	64	19,481	60.00
茨城	神	71	7,526	17.88	31	11,468	31.53
	奈	108	5,687	14.10	31	16,859	45.10
	新	377	5,218	32.60	110	15,633	110.80
	濁						
富山	山	146	4,224	25.89	30	14,450	107.58
	川	177	3,401	21.94	34	17,707	114.19
	井	146	3,680	26.75	37	12,467	89.54
	梨	190	3,440	22.00	44	11,937	82.00
岐阜	山	372	4,535	35.90	143	12,281	103.00
	卓	290	3,830	35.25	76	11,574	120.47
	岡	269	5,887	28.08	73	16,113	86.36
	知	204	8,109	21.56	73	15,518	50.65
愛知	重	267	3,619	19.70	51	14,772	80.30
	三	157	4,195	19.59	40	13,758	72.50
	賀						
	實						
京都	都	144	3,598	24.32	39	12,097	48.65
	阪	132	6,039	8.60	23	13,797	32.70
	庫	308	4,443	22.60	86	13,529	77.10
	良	136	4,727	26.54	31	13,217	101.52
大阪	山	196	3,470	23.00	40	16,218	113.00
	取	122	3,214	25.02	30	10,511	95.45
	根	198	3,537	30.66	55	12,732	110.37
	山	259	4,034	24.80	62	12,827	87.70
鳥取	山	323	4,261	24.86	94	12,600	78.34
	島	159	4,734	32.00	37	16,468	116.70
	山						
	口						
徳島	島	125	5,374	31.70	38	17,679	104.30
	川	155	4,730	11.37	33	19,446	48.75
	媛	228	4,729	23.00	56	15,636	74.00
	知	169	5,140	41.79	39	17,632	146.35
香川	高	250	7,551	16.30	87	18,828	43.20
	岡						
	岡						
	岡						
愛媛	賀	120	6,889	19.57	22	23,637	73.50
	嶮	155	6,653	22.90	75	12,708	42.60
	本	315	4,268	21.96	86	14,696	78.84
	分	188	4,566	30.89	43	16,365	110.03
高松	大	73	9,733	82.19	54	13,158	111.11
	宮	117	11,677	51.78	54	21,208	116.99
	鹿						
	兒						
岡山	合	9,582	5,396	34.89	2,707	15,871	104.08
	計						

(注) 本表は概数により調査したものであるから、前各表と数字の相違する都道府県がある。

裏面余白

二 鳥取県新市町村建設促進審議会活動状況

鳥取県新市町村建設促進審議会は、「新市町村建設促進法」第二十条の規定により、知事の諮問に応じ、新市町村建設の促進計画調整その他その実施の促進及び未合併町村の町村合併の推進に関し必要な調査及び審議するために設けられたものであるが、昭和三十一年十月八日第一回の会議を開いてから昭和三十二年三月三十一日まで六回の会議を開き、未合併町村の合併推進につき審議をかさねているが、発足当時の審議会の委員及び会議の経過は次のとおりである

(一) 鳥取県新市町村建設促進審議会委員

- 鳥取財務部長 伊藤 豊 太郎
- 鳥取営林署長 藤本 芳郎
- 鳥取電気通信部長 吉田 幸和
- 鳥取県総務部長 上田 基之資
- 経済部長 椋 貞男
- 土木部長 永瀬 肇
- 教育長 宮崎 正雄

- 米子市長 野坂 寛治
- 江府町長 手島 祐
- 鳥取市議会議長 西川 徳弥
- 羽合町議会議長 岩本 留治
- 農山村振興対策審議会長 三橋 誠
- 県議會議長 木島 公之
- 県議會議員 土谷 栄一
- 井上 安栄
- 小谷 善高
- 山野 豊美
- 農業共済組合連合会長 太田 実太郎
- 日本海新聞社取締役 荻原 治郎
- 鳥取県農業会議事務局長 大久保 毅一



00433

<p>第三回 審議会</p>	<p>昭三 二、二六</p>	<p>(一) 合併計画の内協議 に ついて</p> <p>(二) 町村合併計画の策 定について</p>	<p>(一) 津ノ井及び福部村の鳥取市への合併 (二) 上私都村、中私都村及び郡家町の合併 (三) 八頭村と丹比村との合併 (四) 用瀬町と佐治村との合併 (五) 泊村と東郷村との合併 (六) 大栄町と由良町との合併 (七) 中山村と逢坂村との合併 (八) 泉村、大高村及び日吉津村の米子市への合併 (九) 西伯町と会見町との合併 (十) 上記合併計画のうち、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)の計画は原案のとおり適当と認めることに一致し、その他の地区については、なお住民末端にまで合併の意義について徹底させる必要があり、今承認することは時期尚早であるとの意見もあつて留保した。 (十一) 適正規模の町村として合併計画から除外することとした船岡町、大山町及び淀江町については、原案のとおり適当と決定した。 (十二) ついで、気高町及び鹿野町の境界変更について審議。</p> <p>(一) 地方課長から先日、の会議の結果をたずさえて上京、自治庁と内協議を行つた模様を報告。</p> <p>(二) 次の合併計画につき知事に答申を行うこととした。 (イ) 宇倍野村と大成村との合併 (ロ) 津ノ井村及び福部村の鳥取市への合併</p>
--------------------	--------------------	---	--

00432

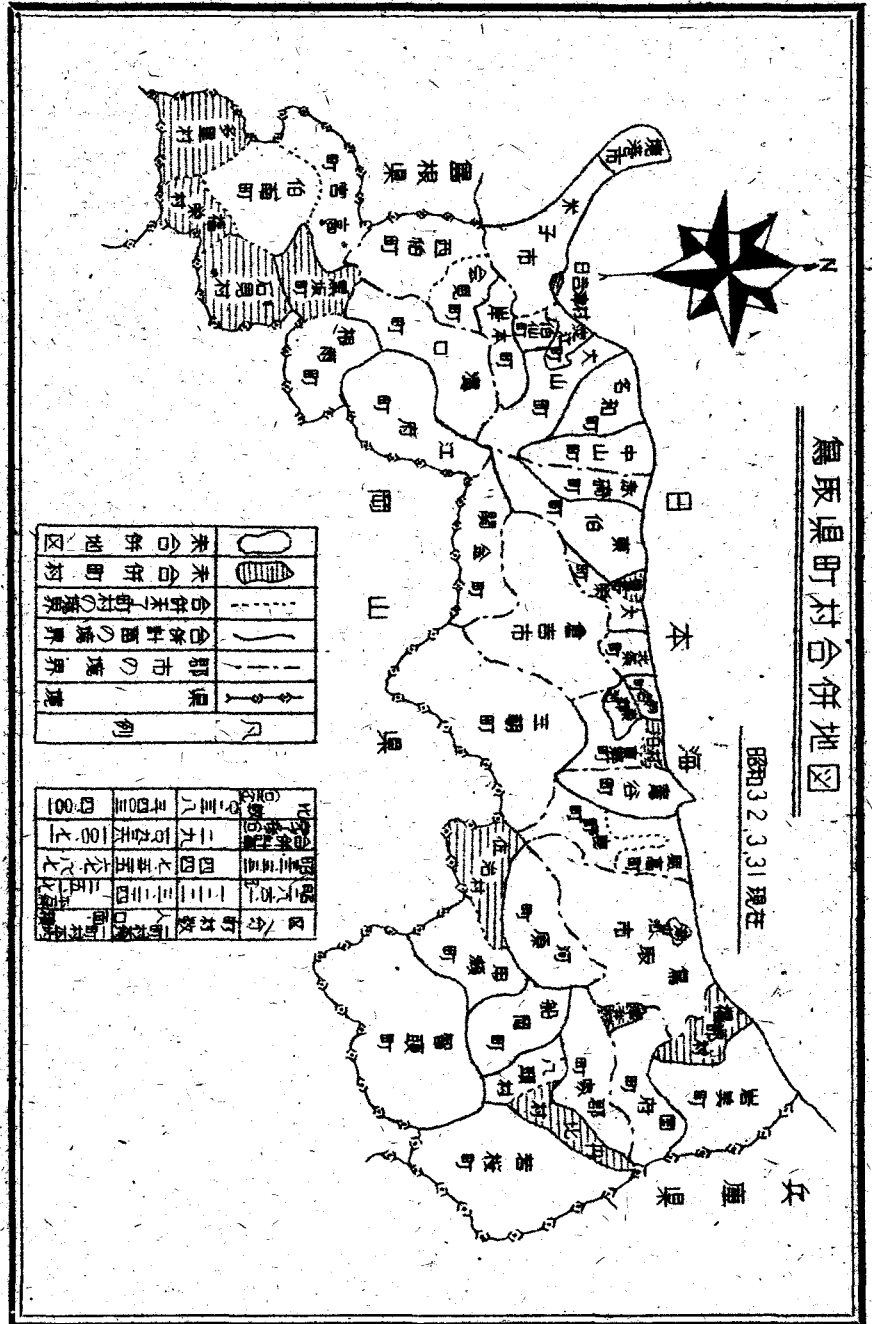
<p>(一) 鳥取県新市町村建設促進審議会の会議状況</p>	<p>会議名</p>	<p>年月日</p>	<p>議 題</p>	<p>第一回 審議会</p>	<p>昭三 二、二八</p>	<p>(一) 鳥取市周辺地区の町村合併の促進について (二) 米子市周辺地区の町村合併の促進について</p>	<p>(一) 知事の挨拶後、経過説明及び各委員の紹介を行い、会長の選任にうつり、木島公之氏(県議会議長)を推薦。 (二) 地方課長から町村合併経緯及び今後の町村合併の推進について説明。質疑あり。 (三) 知事から諮問された鳥取市及び米子市周辺地区の合併につき、関係市町村長から各市町村の実情説明並びに意見の開陳があり、委員から質疑が出された。 (四) 鳥取市周辺地区の合併については、宇倍野村及び大成村の二村合併又は津ノ井村を加えた三村合併を認めることとし、米子市周辺地区の合併については審議会の態度を留保した。</p>
<p>第二回 審議会</p>	<p>昭三 二、二五</p>	<p>(一) 未合併町村の合併 推進について</p>	<p>(一) 町村合併を行うことが適当と認められる町村及びその合併計画について次のとおり知事から諮問があつた。 (二) 県村及び大高村の合併について前回は引続き審議。 段階合併として将来米子市との合併を条件として認めることに意見の一致をみた。</p>				

第一回 合併調整 委員会 審議会	昭三 三、三、二六	<p>(一) 未合併町村の合併計画について</p> <p>(二) 委員長の互選について</p> <p>(三) 今後の境界変更に関する争論の処理方針について</p>	<p>(一) 十九日付で発令された。木島会長、井上委員、小谷委員、大田委員、萩原委員</p> <p>(二) 逢坂村及び中山村の財産処分並びに日吉津村の保育所建築については留保。</p> <p>知事から諮問のあつた次の合併計画につき審議、原案を適当と認める旨の答申を行った。</p> <p>(イ) 用瀬町と佐治村の合併</p> <p>(ロ) 東郷町と泊村の合併</p> <p>(ハ) 西伯町と会見町の合併</p> <p>(ニ) 伯仙町の米子市への合併</p> <p>(一) 委員の協議により委員長を木島公之氏に決定。職務代理者を井上委員とする。</p> <p>(二) 次回の開催月日を打合せ散会。</p>
---------------------------	--------------	---	---

第四回 審議会	昭三 三、三、三三	<p>(一) 未合併町村の合併計画について</p> <p>(二) 未合併町村の財産処分及び事業の実施について</p> <p>(三) 気高町及び鹿野町の境界変更について</p>	<p>(イ) 上私都村、中私都村及び郡家町の合併</p> <p>(ロ) 八頭村と丹比村との合併</p> <p>(ハ) 大栄町と由良町との合併</p> <p>(ニ) 中山村と逢坂村との合併については、郡の所属につき質疑及び協議がかわされて後原案を承認。</p> <p>(一) 気高町及び鹿野町の境界変更については協議、小委員五人を選任することとし、その人選については議長に一任された。</p> <p>両町の町長、議長及び助役を鳥取市に招致し、井上、小谷、萩原、太田、四委員が事情聴取。</p>
町村合併協議会	昭三 三、二、二七	<p>(一) 未合併町村の合併計画について</p> <p>(二) 未合併町村の財産処分及び事業の実施について</p> <p>(三) 気高町及び鹿野町の境界変更について</p>	<p>(一) 地方課長から第一次合併勧告後の合併推進状況について説明。</p> <p>(二) 知事から諮問のあつた次の合併計画について審議。</p> <p>(イ) 気高町と鹿野町との合併</p> <p>(ロ) 根雨町と黒坂町との合併</p> <p>(ハ) 高宮村、伯南町、多里村、福栄村及び石見村の合併</p> <p>(ニ) 奥日野二地区の合併については、土谷委員及び手島委員からそれぞれあつせんの結果につき報告があつて後原案を適当と認めた。</p> <p>(一) 気高町及び鹿野町の合併については、小委員から現地調査の結果報告があつて後、気高、鹿野両町の合併は適当と認める、境界変更の問題については合併調整委員を合併勧告と同時に任命しあつせんにあたらせることとした。ちなみに、調整委員には次の五氏が三月</p>
第五回 審議会	昭三 三、三、二九	<p>(一) 未合併町村の合併計画について</p> <p>(二) 未合併町村の財産処分及び事業の実施について</p> <p>(三) 気高町及び鹿野町の境界変更について</p>	<p>(一) 地方課長から第一次合併勧告後の合併推進状況について説明。</p> <p>(二) 知事から諮問のあつた次の合併計画について審議。</p> <p>(イ) 気高町と鹿野町との合併</p> <p>(ロ) 根雨町と黒坂町との合併</p> <p>(ハ) 高宮村、伯南町、多里村、福栄村及び石見村の合併</p> <p>(ニ) 奥日野二地区の合併については、土谷委員及び手島委員からそれぞれあつせんの結果につき報告があつて後原案を適当と認めた。</p> <p>(一) 気高町及び鹿野町の合併については、小委員から現地調査の結果報告があつて後、気高、鹿野両町の合併は適当と認める、境界変更の問題については合併調整委員を合併勧告と同時に任命しあつせんにあたらせることとした。ちなみに、調整委員には次の五氏が三月</p>

鳥取県町村合併地図

昭和32.3.31現在



昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

鳥取県印刷所 鳥取市東町 鳥取県印刷所